

議案第 9 5 号	三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
地域戦略室	三田版総合戦略に対応するなど、行政運営の更なる効率化及び業務遂行の迅速化を図ること等を目的とした組織の改正を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【改正内容】</p> <p>1 基本方針</p> <p>平成 28 年度の組織については、「子どもに夢を、高齢者に安心を、地域に元気を」の 3 つの施策方針と 8 つのプロジェクトの推進、並びに現在策定中の「三田版地域戦略」の具体的な取り組みが、より効果的・効率的に、かつスピード感を持って実現できる体制とするとともに、「風通しのよい職場」を目指した組織として、抜本的な改正を行う。</p> <p>2 市長直轄組織の設置</p> <p>市長の意思を直接施策に反映させるため、企画部門を中心に市長直轄とするとともに、災害等危機に特化した組織を新設する。</p> <p>(1) 市長直轄の『地域戦略室』を新設</p> <p>(2) 危機管理監（理事級）の新設と危機管理に特化した『危機管理課』を新設</p> <p>3 市長部局の部体制の集約化</p> <p>市長部局内の部の集約化（現行 6 部体制⇒4 部体制）を図り、各部に組織としての『室』を新設する。</p> <p>部長は組織横断的に政策判断を行う体制とするともに、『室長』は部長補佐としての次长制から、組織としての『室』の長として、所属所管課を統括し、執行責任とその権限の明確化を図る。</p> <p>(1) 企画財政部と総務部を統合し『経営管理部』を設置</p> <p>現行「企画財政部」のうち「市長政策室」以外の財務関係と総務部を統合し『経営管理部』を新設。『行政管理室』と『財務室』の 2 室を新設</p> <p>(2) まちづくり部を『市民生活部』とし、環境部門を統合</p> <p>「まちづくり」の名称がハード事業所管を連想することから『市民生活部』と改め、市民生活に関わりの深い「経済環境部」のうち環境部門を統合させる。</p> <p>「市民協働局」を『市民協働室』に改め、『市民文化室』と『環境共生室』を新設し、3 室体制とする。</p> <p>(3) 健康福祉部</p> <p>部内所管事務は現行どおりとするが、地域包括ケアシステムなど急激な高齢化や少子化に備えた多岐にわたる福祉施策を迅速・計画的に推進していくため、健康福祉部全体としての施策を総括的に検討・推進する体制とするため部内体制を整理し、『福祉推進室』と『保健医療室』を新設、『こども局』を『こど</p>

も室』として、3室体制とする。

- (4) 都市整備部に産業振興関係を加え『地域振興部』を設置
現行の「都市整備部」に「経済環境部」の産業振興関係を加え、『地域振興部』とする。

「都市政策局」を『都市政策室』とし、『地域整備室』を新設、統合した商工観光・農業振興関係を『産業振興室』として新設し、3室体制とする。

【組織体制】 市長部局（上下水道部除く。）

 《改正案》 4部12室38課

 《現行》 6部4局35課

 会計課、上下水道部、消防本部、市民病院、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会は変更なし

【施行期日】 平成28年4月1日